

平成18年度内閣府本府等所管公益法人に対する立入検査の実施状況について

平成19年6月
内閣府

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管公益法人に対する立入検査を少なくとも3年に1回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成18年度における内閣府本府等所管公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（1）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
88 法人	29 法人	12 法人

（2）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人の内訳			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
12 法人	9 法人	6 法人	9 法人	該当なし

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

（法人運営面）

- ・ 総会の回数について、定款には年2回となっているところ、年1回のみの開催に止まっている。（← 定款と実態を合わせるよう指導。）

（事業実施面）

- ・ 公益事業の比率が、指導監督基準における水準に達していない。（← 比率達成に向けた努力を行うよう指導。）

（財務・会計面）

- ・ 管理費に占める人件費の割合が過大なものとなっている。（← 適切な割合となるよう指導。）

- ・ 内部留保率が、指導監督基準の運用指針で求められている水準となっていない。(← 適切な内部留保水準となるよう指導。)
- ・ 収支予算書に借入金限度額及び債務負担額を注記していない。(← 注記するよう指導。)

(3) 立入検査の実施状況 (平成16年度～平成18年度)

所管法人数	立入検査実施法人数	立入検査実施率 (%) (実施法人数/所管法人数×100)
88 法人	88 法人	100%

(注) 立入検査実施法人数は、平成16年度～平成18年度の3年間に立入検査を実施した法人の実数である。

<連絡先>

<p>内閣府大臣官房政策評価広報課政策評価係 電話 5253-2111 (内線82173) 3581-3921 (直通)</p>
--